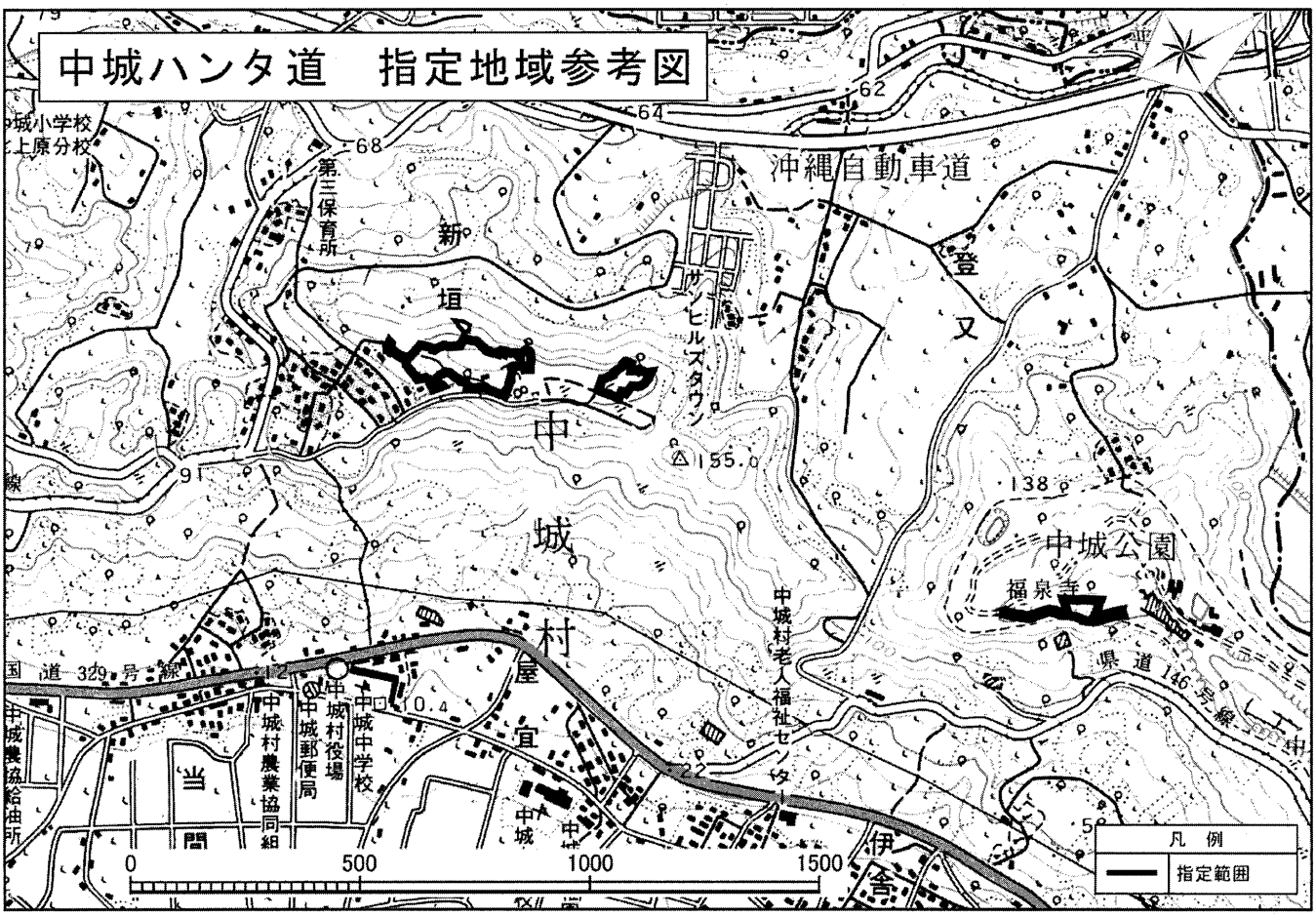


○文部科学省告示第三十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十日

文部科学大臣　下村　博文

名称	所在地	地域
袋田の滝及び生瀬滝	茨城県久慈郡大子町大字袋田字日向山 同　字大北向	国有林二〇八六林班ろ一小班のうち実測三二四二五・八九平方メートル 一九五番のうち実測四九一一九・三四平方メートル 茨城県久慈郡大子町大字袋田字大北向一九五番と同大字袋田字日向山国有林二〇八六林班ろ一小班に挟まれ同大字小生瀬字向山一六一三番二と同大字小生瀬字滝口一六二二番一に挟まれるまでの河川敷のうち実測一一五五三・〇七平方メートルを含む。 備考　一筆の土地、国有林及び河川敷のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を茨城県教育委員会及び大子町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧徳川昭武庭園（戸定邸庭園）	千葉県松戸市松戸字戸定	六三八番一のうち実測三一四一・九九平方メートル、六三八番四、六三八番五のうち実測九三五・〇九平方メートル、六三八番八のうち実測一七六・七七平方メートル、六四二番一のうち実測六五一四・三七平方メートル、六四二番二のうち実測三五・九平方メートル、六四二番五のうち実測一一二・四六平方メートル、六四二番七のうち実測一五九・二五平方メートル、六四二番九のうち実測三二・七四平方メートル、六四二番一〇のうち実測五七・六二平方メートル、六四二番一一のうち実測六・一二平方メートル、六四二番一二のうち実測七四・八一平方メートル、六九二番一のうち実測三五七・二九平方メートル、七一三番一のうち実測九・一五平方メートル、七一四番一のうち実測三三〇・八九平方メートル 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を千葉県教育委員会及び松戸市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
旧堀田正倫庭園	千葉県佐倉市鏑木町字諏訪尾余	二七三番、二七四番、二七四番四、二七四番五、二九八番二、三〇〇番一、三〇〇番二、三〇〇番六、三〇〇番七、三〇〇番八、三〇〇番一一、三〇〇番一二、三〇〇番一三、三〇〇番一四、三〇〇番一五、三〇〇番一六、三〇〇番一七、三〇〇番一八、三〇〇番一九、三〇〇番二〇、三〇〇番二一、三〇〇番二二、三〇〇番二三、三〇〇番二四、三〇〇番二五、三〇〇番二六、三〇〇番二七、三〇〇番二八、三〇〇番二九、三〇〇番三〇、三〇〇番三一、三〇〇番三二、三〇〇番三三、三〇〇番三四、三〇〇番三五、三〇〇番三六、三〇〇番三七、三〇〇番三八、三〇〇番三九、三〇〇番四〇、三〇〇番四一、三〇〇番四二、三〇〇番四三、三〇〇番四四、三〇〇番四五、三〇〇番四六、三〇〇番四七、三〇〇番四八、三〇〇番四九、三〇〇番五〇、三〇〇番五一、三〇〇番五二
懐徳館庭園（旧加賀藩主前田氏本郷本邸庭園）	東京都文京区本郷七丁目	国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅸ座標系を基準とするK－一地点（X＝マイナス三二三八・八九八メートル、Y＝マイナス六四六九・七八四三九メートル）、K－二地点（X＝マイナス三二三四・一一九メートル、Y＝マイナス六四七四・六七九八六メートル）、K－三地点（X＝マイナス三二三八・八五八メートル、Y＝マイナス六四九七・六六四メートル）、K－四地点（X＝マイナス三二三四・六九七メートル、Y＝マイナス六四九七・四六四メートル）、K－五地点（X＝マイナス三二三四八・六九六メートル、Y＝マイナス六四九八・二四六メートル）、K－六地点（X＝マイナス三二三五三・三八四メートル、Y＝マイナス六五〇